

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、今冬は季節性インフルエンザとの同時流行の可能性が極めて高いとの分析もある中、各地域においては、引き続き現下の感染抑制対策を図りつつ、ウィズコロナの新たな経済社会を念頭に年末年始にかけて発生が懸念される第8波に立ち向かうことができる保健医療提供体制を構築していく必要がある。

このような状況の中、政府から、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の本年10月1日以降の取扱いを変更する旨が、制度開始直前に唐突かつ詳細説明もなく示されたところである。現場の都道府県及び医療機関には大きな混乱が生じていることを踏まえ、現在、政府におかれては、具体的な運用を検討されているところであるが、以下の課題についての的確に対応いただくことを強く求める。

1. 各都道府県ではこれまで、波を追うごとに感染拡大スピードが増加している現実に鑑み、感染拡大期では50%を超える前にフェーズを上げる運用を行っていることに加え、コロナ病床では一般患者との「隔離」を行うこととされており、一般患者を当該病床に入れ、即応病床使用率を高めることは容易ではない。また、病床確保料の補助対象の可否が、年度末まで判明しない不安定な仕組みとなっていることや、入院患者数の状況は各地域の感染拡大状況により大きく異なることから、即応病床使用率については、当該地域の平均的な病床使用率と比較して相当程度低い値その他都道府県の認める値と50%を比較し、低い数値を採用するなど柔軟な対応を可能とすること。
2. 医療機関は年度計画を立てコロナ患者受入れ体制を整えている中、年度途中の大幅な制度改正により病床確保料が減額となった場合、医療従事者の解雇、処遇改善の打切り、業務に関する様々な契約変更などが必要になり、経営に大きな影響を与えるため、経過措置期間を設けること。
3. 以下の医療機関については、その医療機関でしか果たせない対応が必要な場合に備え、常に一定の受け入れ体制を整え、かつ、病床逼迫とならぬようむしろ一定期間でみた病床使用率を必然的に抑える運用が求められる等の事情があることから、病床確保料の調整措置の対象外とすること。
 - ・ 一定の特別なケアが必要な患者（妊婦、小児、透析、精神疾患等）のために確保された病床
 - ・ NICUやICU等の重症者病床
 - ・ 離島・中山間地域・過疎地域をカバーする医療機関

4. 小規模であること等から即応病床数が少ない医療機関については、少しの入院患者の増減が使用率に大きく影響し、病床確保料にも不公平な差を与えることが懸念されるため、病床確保料の調整措置の対象外、または病床使用率の基準を緩和すること。

5. コロナ専用病棟にコロナ以外の患者を受け入れる取組を進めるためにはゾーニングや勤務シフトの再編成等の準備が必要であることから、その準備期間を確保するためにも、算定除外期間を設ける等の配慮をすること。

令和4年10月25日

全国知事会 新型コロナウイルス緊急対策本部
本部長・全国知事会会長 鳥取県知事 平井 伸治
幹事長 福井県知事 杉本 達治